

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	在宅人工呼吸器使用患者支援事業の登録申請
概 要	人工呼吸器使用について特別の配慮を必要とする難病の患者に対し、訪問看護に必要な費用を交付する事業。本事業の対象患者の決定は、対象患者からの申請に基づいて市長が行う。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第 28 条第 1 項第 3 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（難病法施行規則）第 47 条 大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱
審査基準	1 病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等（看護師その他次条に規定する者をいう。）が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要すること。 2 指定難病の患者であること。 3 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用していること。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含むもの）を添付し、健康局保健所管理課へ提出してください。 特定医療費（指定難病）受給者証）及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、指定難病及び当該特定疾患に係る臨床調査個人票の添付が必要です。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000444000.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000444001.html
備 考	